

緊急対応

働き方改革個別相談会

制度改正に伴う専門家派遣等事業

働き方が変われば、決め事もルールも変わる!

『働き方改革における関連法・助成金』 の個別相談会

2019年4月1日より順次施行された「働き方改革関連法」、そして、「年次有給休暇の時季指定」、「時間外労働の上限制限」、「同一労働同一賃金」など、今後数年を見据えた大改革が既に始まっています。

例えば、令和3年4月1日からスタートした同一労働同一賃金
令和4年4月1日からスタートするパワハラ防止法対策・男性の育児休暇取得促進のための会社にあった対策 等です。

相談料無料
各日先着6事業所

1組1時間
完全予約制

今回は、「同一労働同一賃金」「年次有給休暇と労働時間の把握と記録の義務化」「長時間労働の抑制」「高齢者雇用安定法改正」「コロナ禍における会社の対応」「働き方改革対応に関わる助成金」等の個別相談会を実施します。

※2021年度助成金内容（記載の助成金に関しては制度の改正より、変更になることがあります。）

制度導入・設備投資の助成金 業務効率化の設備投資で 最大 200万円	採用や定年延長の助成金 契約社員・パート・社員等を正社員にすることで 最大 1,440万円 (1人72万円)	健康診断等制度の助成金 パートにも法律以上の健康診断を受診させることで 最大 48万円	子育て支援の助成金 女性の育児休業(3カ月以上)の取得と子の看護休暇制度構築で 最大 180万円
人材確保等支援の助成金 雇用管理制度の導入など雇用管理の改善を行い離職率低下の目標を達成で 最大 72万円	定年延長・継続雇用制度の実施で 最大 160万円	社内研修・健康等制度を構築・実施で 最大 72万円	男性社員の育児休業の取得と育児目的休暇制度構築で 最大 120万円

令和3年

●開催日時 **11/9 火・12/7 火 9:00～16:00**

- 会場：松本商工会議所（松本市中央1-23-1） 11/9(火)3階301会議室 12/7(火)6階603会議室
- 対象：働き方改革に関する事、または助成金（厚生労働局）に関する事等でお悩みの事業者の方
- 講師：社会保険労務士法人未来経営 社会保険労務士 奥原 真紀子 氏
- 定員：各日先着6事業所（1事業所1時間 希望時間が被った場合は調整いたします）（定員になり次第締め切らせて頂きます）
- 持ち物：賃金台帳、就業規則、支給控除一覧表、労働者名簿等（ご用意できるものだけで構いません）
- 申込方法：下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXかメールにてお申込みください。（当所HPからダウンロード可能 <https://www.mcci.jp>）

お申し込み
お問い合わせ先

松本商工会議所 経営支援部・経営情報部

〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL:0263-32-5350

主催 松本商工会議所 経営支援部・経営情報部

共催 松本地区雇用福祉協議会

「働き方改革における関連法・助成金個別相談会」参加申込書

FAX:0263-32-1482
メール:soudan@mcci.or.jp

参加日 (ご希望日に○をしてください)	①11月9日(火)・②12月7日(火)	時間 (ご希望時間に○をしてください)	① 9時～ ④ 13時～	② 10時～ ⑤ 14時～	③ 11時～ ⑥ 15時～
事業所名		業種 (事業内容)			
住所	(〒 -)				
TEL		FAX			
E-MAIL					
参加者名		参加者名			
相談内容について ご記入ください					

【個人情報の利用目的について】

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講習会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講習会運営等に関する目的でのみ使用します。

※新型コロナウイルス感染者が判明した場合は、個人情報を必要に応じて保健所等機関に提供する場合があります。

松本商工会議所
(経営支援部・経営情報部) 行

FAX.0263-32-1482